

公立大学法人山口県立大学と山口市との 包括的連携・協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と山口市（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図り、相互に協力して地域と大学の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協力する。

- （1）教育・文化の振興に関すること
- （2）人材育成に関すること
- （3）保健福祉の向上に関すること
- （4）地域づくり・産業振興に関すること
- （5）国際交流推進に関すること
- （6）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

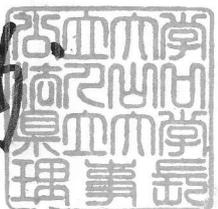
以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年2月19日

甲 公立大学法人山口県立大学

理事長

北里健輔



乙 山 口 市

山口市長

渡辺純忠

